

広島市地域公共交通計画「別紙」の変更等について

1 広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 8 年度計画）の変更について【資料 4】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 8 年度計画（計画期間：令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月））の変更について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る変更申請手続において、当協議会の承認が必要とされているものである。

（変更箇所・理由）

今吉田線の運行に使用する車両 3 台について、車両減価償却費等国庫補助金を活用して導入しているが、そのうち 1 台が故障により走行不能となったため、当該車両に係る記載を変更するものである。（P4、5）

なお、本変更については、先立って開催された本協議会の陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料 3 - 2】参照）。

2 広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 9 年度計画）の策定について【資料 5】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 9 年度計画（計画期間：令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月））の策定について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る申請手続において、当協議会の承認が必要とされているものである。

（策定理由）

来年度の路線バスや乗合タクシーに対する国庫補助事業（地域公共交通確保維持事業）に関する計画策定を行うものである。

なお、本策定については、先立って開催された本協議会の陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料 3 - 2】参照）。